

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市横越総合体育館（プールなし）		
管理者名		指 定 期 間	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日
担当課	江南区産業振興課		
所在地	新潟市江南区いぶき野1丁目1番1号		
根拠法令	スポーツ基本法		
設置条例	新潟市体育施設条例		
施設概要	竣工年月日 平成6年12月1日 敷地面積 17,207.83㎡ 建築面積 4,068㎡ 延床面積 4,823㎡ 構造 鉄筋コンクリート造2階建・一部鉄骨造 主要施設 アリーナ（バスケットボール2面/バレーボール2面/卓球27台/バドミントン8面/テニス2面） 剣道場（263㎡：剣道場1面） トレーニングルーム（トレーニング機器各種） ランニングコース（1周180m） 観覧席 固定500席・会議室・ミーティングルーム・健康相談室等 芝生広場、駐車場（142台、障がい者用・6台）、駐輪場		

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1)新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及および振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行うこと。 (2)公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3)利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4)利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5)新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6)効率的かつ効果的な管理運営を行い経費の削減に努めること。 (7)法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8)指定管理者制度を理解し、実践すること。 (9)江南区の施策の方向性（スポーツに親しむ機会の創出等、新規利用者の獲得、利用者の増加を図る）に沿った自主事業の提案・実施に努めること

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	・ホームページ等による情報提供更新 月1回以上 ・施設利用者への広報誌、情報紙、チラシ等の発行 月1回以上			
	基準利用者数の達成	・利用者数年間100,000人以上			
	基準稼働率の達成	稼働率(利用時間/利用可能時間)アリーナ80%以上、 剣道場60%以上 * 自主事業を含む			
	各種サービス別満足度	・利用者アンケートで「満足」が80%以上 スポーツ教室参加満足度80%以上 施設利用者満足度(接客)80%以上			
	苦情・要望に対する対応	・苦情・要望には 14営業日以内に回答 ・苦情対応マニュアル整備			
	地域連携・社会貢献活動	・地域活性化に資する事業の実施 ・社会貢献活動(地域連携事業)の実施			
	江南区の施策に合致したサービス提供	・江南区の施策に合致した自主事業(スポーツ教室等)を年間1,000件以上実施 ・教室参加者 年間延べ12,000人以上			
財 務	利用者一人当たりのコスト削減額	・利用者1人あたりのコスト400円以下			
	管理運営経費削減への取り組み	管理運営経費を抑えるための取り組みを年1項目以上実施			
	市の歳入の増加	・使用料収入が年間12,000,000円以上			
業 務	事業計画・事業報告の適切さ	・事業報告が分かりやすく、かつ正確である ・事業計画書・事業報告書提出の締切厳守			
	他施設等の連携に関する理解	・他施設との連携会議を月1回以上開催			
	日常連絡の適切さ	・事故報告は、発見より30分以内 ・重クレーム報告は1時間以内 ・市からの質問事項等の締切厳守			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・安全責任者の配置と安全確保体制の確立 ・危機管理マニュアルの職員周知 ・防災訓練年2回以上実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応が整理されているか(避難の誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施			
	事故防止の取組	・事件・事故対応マニュアルの作成や連絡体制の整備 ・補償を伴う事故発生件数 0件			
	自己管理システム	事業報告書において、業務の自己点検と業務への反映についての具体的記載			
	関係法令の遵守	個人情報保護、情報公開及びコンプライアンスに関する研修1回以上実施			
	業務基準書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人 材	配置人員のスキルの習得度	職員研修を年2回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指 定 管 理 者 記 載 欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）